平成３０年１月１４日

児童相談所一時保護所外部評価について（報告）

一時保護所は、家庭・社会における不適切な養育の結果、傷つき、不本意に一時保護される等、複雑な事情を抱えた子どもたちの生活の場であり、安全で安心して過ごせる場でなければならない。

年齢（概ね１歳～18 歳までの様々な年齢）、入所理由（虐待・養護・非行等の様々な理由）、入所期間（数日から数年まで）、退所後の生活目標（家庭復帰、自立、施設入所等）、児童の抱えている課題（障害、病気、トラウマ等）等、子どもたちの状況は様々であるが、一時は定員（31 名→37 名）を大きく超える、50 人にのぼる子どもたちが集団で生活する中、一人ひとりの複雑困難な状況に応じた適切な支援が求められている。

このたび、児童の最善の利益を考慮し、子どもの立場に立った保護や質の高い支援を行うためには、第三者による外部評価が必要との観点から、導入に向け検討を進められてこられた一時保護所の外部評価について諮問を受け、当部会委員に臨時委員を加えた評価委員会による試行を実施し、その結果を踏まえ、今後の方向性について以下のとおり取りまとめたので、報告する。

記

１　試行実施結果について

人員と施設機能が限られている中、個々の一時保護所職員は、24 時間対応で力の限りを尽くしており、また、児童相談所全体でも可能な限りのバックアップを行っている。

一方で、児童の最善の利益を考慮すると、マンパワーや施設・設備の充実とともに、管理体制や職員の資質のさらなる向上、子どもの権利擁護の観点を踏まえたルールや個々の処遇の改善等、さらなる改善の余地と必要性が認められることから、昨年６月１８日に、現状の課題と改善提案について意見を集約するとともに、試行実施の約７か月後の改善状況について確認し、その状況を別紙「試行実施結果報告書」のとおり、取りまとめた。

概ね良好な改善が確認できたが、今後とも改善に意を尽くされるとともに、特に、マンパワー、施設・設備については、児童相談所のみでは改善困難な事柄であることから、子どもの権利を擁護し、質の向上を図るため、市全体として改善を図られるよう、求める。

２　今後の外部評価の方向性について

この度は、他市の先進事例を参考として試行的に実施したものであるが、実施方法は概ね適正なものと考える。今後は、国において、第三者評価基準・項目・評価方法の策定を検討していることから、国動向を注視するとともに、継続的な実施に取り組まれたい。

なお、外部評価の意見・指摘事項について、改善結果の検証が重要であることから、今後の実施にあたっても配慮を願いたい。

３　試行実施結果報告書

別紙のとおり。